

NPO法人アサザ基金
代表理事 飯島 博 様

茨城県知事 大井川 和彦



要望書に対する回答について

日頃より、県行政の推進につきましてご理解を賜り御礼申し上げます。
さて、2025 年 8 月 16 日付けをもって提出がありました要望について、下記のとおり回答いたします。

記

太陽光発電施設設置にあたりましては、生活環境や景観、防災等の幅広い観点から、地域への影響を考慮する必要があることから、県ガイドラインでは、法令上開発行為が制限（原則不許可）されている区域や、施設が設置されることにより、甚大な影響が想定される地域などを、原則として「設置するのに適当でないエリア」としております。

また、上記エリアの他にも、自然公園法や農地法、森林法などの法令上の手続（許可等）を要するエリアや、生活環境等への影響が想定される地域については、関係者間で十分な検討や調整を行う必要がある旨を定めております。

県といたしましては、引き続き、県ガイドライン等に則り適切に対応してまいります。

（県民生活環境部：環境政策課）